

第5期 米原市障がい福祉計画  
第1期 米原市障がい児福祉計画

平成30年(2018年)3月  
米原市

第5期 米原市障がい福祉計画  
第1期 米原市障がい児福祉計画



## 目 次

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 障害者自立支援法の制定と障害福祉計画の策定	1
(2) 障害者自立支援法の改正	1
(3) 障害者総合支援法への改正	2
(4) 障害者総合支援法施行3年後の見直し	2
(5) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の一体的な策定	4
2 計画の性格と位置付け	4
3 計画の期間	4
4 障害者総合支援法のサービス体系	5
5 福祉圏域	6

### 第2章 障がいのある人等の状況

1 人口の推移	7
2 障がいのある人の状況	8
(1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）	8
(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）	11
(3) 精神障がいのある人（精神保健福祉手帳所持者）	12
(4) 難病患者等	14
3 障害支援区分	15

### 第3章 サービス利用の状況

1 障害福祉サービス	17
(1) 訪問系サービス	17
(2) 日中活動系サービス	19
(3) 居住系サービス	24
(4) 相談支援	27
2 地域生活支援事業	28
(1) 理解促進研修・啓発事業	28
(2) 自発的活動支援事業	28
(3) 相談支援事業	28
(4) 成年後見制度	29
(5) 意思疎通支援事業	29
(6) 日常生活用具給付等事業	30
(7) 移動支援事業	31
(8) 地域活動支援センター	32
(9) 訪問入浴サービス事業	32
(10) 日中一時支援事業	32
(11) 社会参加促進事業	33
3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について	35
(1) 児童発達支援	35
(2) 放課後等デイサービス	35
(3) 保育所等訪問支援	36
(4) 障害児相談支援	36

## 第4章 計画の目標

<b>1 第4期計画の数値目標と実績</b> .....	<b>37</b>
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	37
(2) 地域生活支援拠点等の整備 .....	37
(3) 福祉施設から一般就労への移行等 .....	37
<b>2 本計画の数値目標</b> .....	<b>39</b>
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	40
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	40
(3) 地域生活支援拠点等の整備 .....	40
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 .....	40
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	41

## 第5章 サービス利用見込みと確保策

<b>5-1 障害福祉サービス</b> .....	<b>43</b>
<b>1 訪問系サービス</b> .....	<b>43</b>
(1) サービスの見込み .....	43
(2) サービスの確保策 .....	43
<b>2 日中活動系サービス</b> .....	<b>44</b>
(1) 生活介護 .....	44
(2) 自立訓練（機能訓練） .....	45
(3) 自立訓練（生活訓練） .....	45
(4) 就労移行支援 .....	45
(5) 就労継続支援（A型） .....	46
(6) 就労継続支援（B型） .....	47
(7) 就労定着支援 .....	47
(8) 療養介護 .....	48
(9) 短期入所（ショートステイ） .....	48
<b>3 居住系サービス</b> .....	<b>50</b>
(1) 自立生活援助 .....	50
(2) 共同生活援助（グループホーム） .....	50
(3) 施設入所支援 .....	51
<b>4 相談支援</b> .....	<b>52</b>
<b>5-2 地域生活支援事業等</b> .....	<b>53</b>
<b>1 必須事業</b> .....	<b>54</b>
(1) 理解促進研修・啓発事業 .....	54
(2) 自発的活動支援事業 .....	54
(3) 相談支援事業 .....	55
(4) 成年後見制度 .....	55
(5) 意思疎通支援事業 .....	56
(6) 重度障がい者日常生活用具給付等事業 .....	57
(7) 移動支援事業 .....	57
(8) 地域活動支援センター機能強化事業 .....	58
<b>2 任意事業</b> .....	<b>59</b>
(1) 訪問入浴サービス事業 .....	59
(2) 日中一時支援事業 .....	59
(3) その他 .....	59
<b>3 地域生活支援促進事業</b> .....	<b>60</b>

5 - 3	障がい児支援	61
1	障害児通所支援	61
(1)	児童発達支援	61
(2)	医療型児童発達支援	62
(3)	放課後等デイサービス	62
(4)	居宅訪問型児童発達支援	63
(5)	保育所等訪問支援	63
2	障害児相談支援	64
3	障がい児の子ども・子育て支援等	64



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 障害者自立支援法の制定と障害福祉計画の策定

障がいのある人の福祉サービスは、平成15年度から導入された支援費制度に代わり、平成18年4月からは障害者自立支援法が施行され、これに基づくサービスへと移行しました。

障害者自立支援法では、支援費制度の課題とされていた「制度の対象となっていない精神障がいのある人に対するサービスの遅れ」、「市町村間でのサービス格差」、「福祉施設や事業体系の見直しの必要性」、「地域生活や就労支援といった新たな課題への対応」および「制度の下での財源確保」などの諸問題を解決するとともに、障がいの種別に関わりなく、障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。

また、この法律において、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行いながら財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していくため、市町村において3年を1期とした「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

### (2) 障害者自立支援法の改正

平成22年12月、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が公布されました。

#### <障害者自立支援法改正のポイント>

##### 【利用者負担規定の見直し】

- ・ 現在、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化

##### 【障がい者の範囲の見直し】

- ・ 発達障がいは精神障がいに含まれるものとして法律上に明記
- ・ 高次脳機能障がいの対象となることについても通知等で明確化

##### 【相談支援体制】

- ・ 地域における相談支援体制の強化を図るため基幹相談支援センターを市町村に設置できる
- ・ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠

##### 【支給決定プロセスの見直し等】

- ・ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し
- ・ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大

##### 【地域における自立した生活のための支援の充実】

- ・ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・ 重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

##### 【障がい児支援の強化】平成24年4月1日施行

- ・ 児童デイサービスは児童福祉法に基づく児童発達支援または放課後等デイサービスとして実施

### (3) 障害者総合支援法への改正

整備法による利用者負担の見直しや相談支援の充実、障害福祉サービスの見直し等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。

#### <障害者総合支援法改正のポイント>

##### 【障がい者の範囲の拡大】

- ・「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病患者等が加わる

##### 【障害支援区分への見直し】

- ・「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めた

##### 【重度訪問介護の対象者の拡大】

- ・重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障がいのある人および精神障がいのある人を加える

##### 【共同生活介護の共同生活援助への一元化】

- ・自立支援給付の共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化

##### 【地域移行支援の対象拡大】

- ・地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障がいのある人も対象

##### 【地域生活支援事業への追加】

- ・地域生活支援事業に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等が追加

障害者総合支援法の改正に伴う制度改正を踏まえ、第4期障がい福祉計画の策定に関し、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しが行われました。

#### <第4期障害福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント>

##### 【計画の作成プロセスに関する事項】

- ・P D C Aサイクルの導入（新規）

##### 【成果目標に関する事項】

- ・福祉施設から地域生活への移行促進
- ・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- ・地域生活支援拠点等の整備（新規）
- ・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

##### 【その他】

- ・障がい児支援体制の整備（新規）

### (4) 障害者総合支援法施行3年後の見直し

国の社会保障審議会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまと

められ、これを踏まえて平成28年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。見直しの概要は次のとおりです。

**◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）**

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

- 1 障がい者の望む地域生活の支援
  - (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
  - (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
  - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
  - (4) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- 2 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
  - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
  - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
  - (3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
  - (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）
- 3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
  - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
  - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
  - (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年4月1日（2. (3)については公布の日（平成28年6月3日））

障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正に伴う制度改正等を踏まえ、これまでの基本指針を全部改正し、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定に係る基本指針として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が告示されました。

**<第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント>**

**【基本指針の見直しの主なポイント】**

- ・地域における生活の維持および継続の推進
- ・就労定着に向けた支援・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者支援の一層の充実

**【成果目標】**

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行
- ⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

**【その他の見直し】**

- ・障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・難病患者への一層の周知
- ・障がい者の芸術文化活動支援
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

## (5) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の一体的な策定

障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、本市では平成18年度に「第1期米原市障がい福祉計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）」を策定し、その後3年ごとに計画を見直し、障害福祉サービス等の充実に努めてきました。

第4期計画では、グループホームの整備、児童発達支援センターの整備等が進みました。

今回、第4期計画の実績や制度改正を踏まえて、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とする「第5期米原市障がい福祉計画」を策定しました。

また、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「第5期米原市障がい福祉計画」と「第1期米原市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

## 2 計画の性格と位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定した「米原市障がい者計画」のうち生活支援、雇用・就業、教育・療育・子育て支援等に関する分野の実施計画です。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年です。

図表1-1 計画の期間

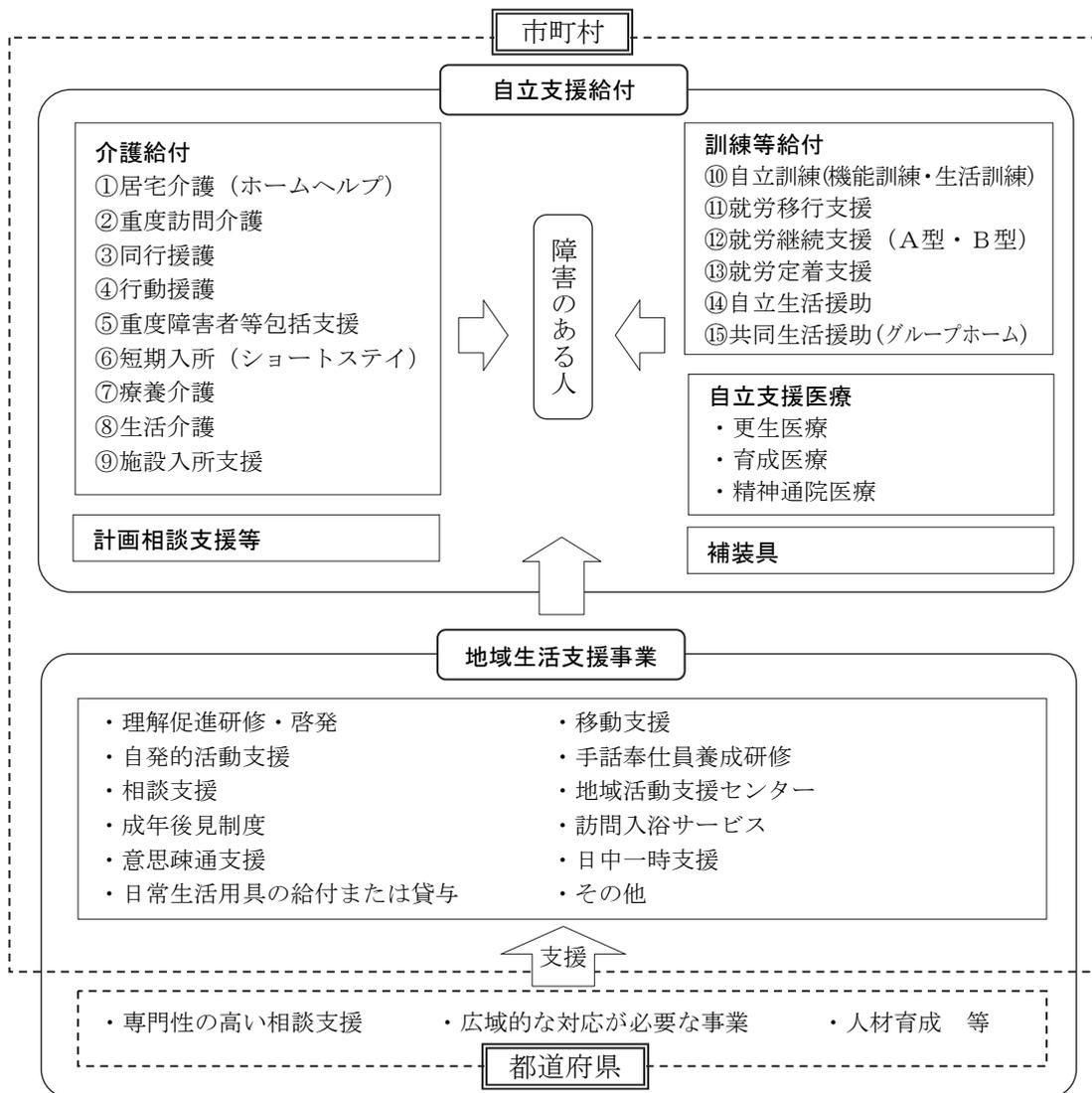
年 度	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
米原市障がい福祉計画 米原市障がい児福祉計画	← 第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 →		
<参考> 米原市障がい者計画	← 第2期米原市障がい者計画			第3期米原市障がい者計画 →					
<参考> 障害者基本計画（国）	←			→					
<参考> 障害福祉計画（県） 障害児福祉計画（県）	←			←			→		

## 4 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。

図表 1-2 障害者総合支援法のサービス体系



---

## 5 福祉圏域

滋賀県では7ブロックの福祉圏域を定めています。本市は、長浜市との2市で構成する湖北福祉圏域に属します。

また、湖北福祉圏域の2市が連携協調して障がい者福祉事業の実施方策等を調査研究することにより、障がい者福祉事業を広域的に、かつ、より効果的に推進することを目的に「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を組織し、障がい福祉の向上のために取り組んでいます。

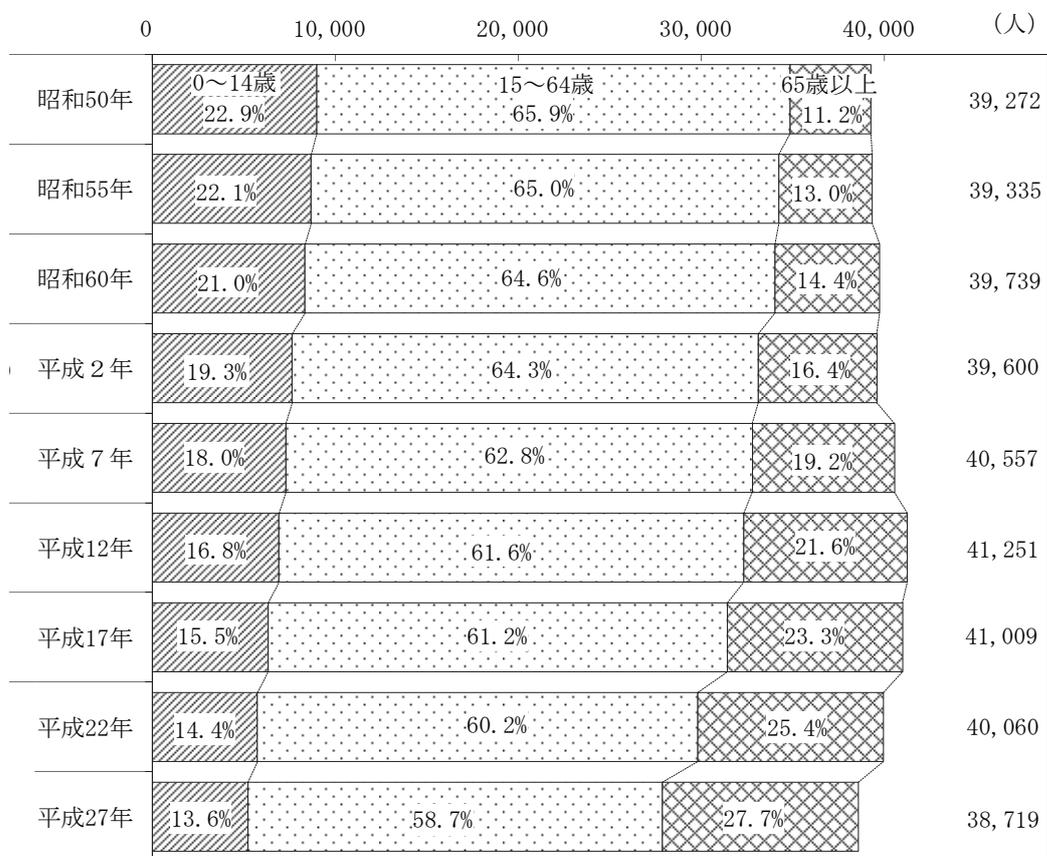
## 第2章 障がいのある人等の状況

### 1 人口の推移

国勢調査によると、本市の総人口は平成27年10月1日現在38,719人です。平成7年、平成12年とやや増加傾向にありましたが、平成17年からは減少に転じています。

0～14歳人口の割合は低下が続くのに対し、65歳以上人口の割合は上昇を続けています。この傾向は今後も続き、人口減少、少子高齢化が進んでいくものと予測されます。

図表2-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

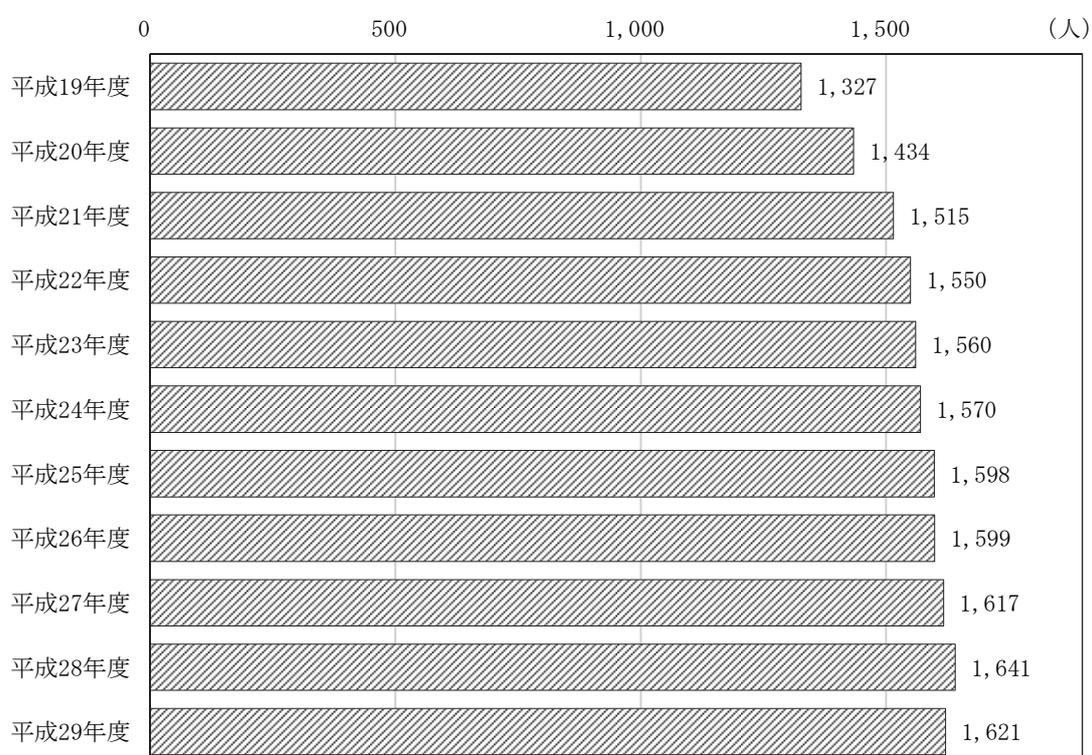
## 2 障がいのある人の状況

### (1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

平成29年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,621人となっています。平成28年度までは増加を続けていましたが、平成29年度は前年度を下回りました（図表2-2）。

身体障がいの種類別にみると、下肢・上肢・体幹障がいなどの肢体不自由が950人（58.6%）と最も多くなっています。内部障がいも467人（28.8%）を占め、増加傾向にあります（図表2-3）。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移



（注）各年度4月1日現在

図表2-3 身体障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
平成24年度	90	126	939	415	1,570
平成25年度	88	126	953	431	1,598
平成26年度	85	128	959	427	1,599
平成27年度	75	123	976	443	1,617
平成28年度	76	131	978	456	1,641
平成29年度	76	128	950	467	1,621

（注）各年度4月1日現在

障がい等級別にみると、平成29年度は1級・2級の重度は700人（43.2%）、3級・4級の中度が680人（41.9%）、5級・6級の軽度が241人（14.9%）となっています。この5年間の推移をみると、1級、4級、5級が増加し、2級、3級、6級は減少または横ばい状態です（図表2-4）。

身体障がいの種類別・等級別にみると、視覚障がいおよび聴覚・言語障がいは2級が最も多く、肢体不自由は4級が多くなっています。内部障がいは最重度の1級が311人と最も多くなっています（図表2-5）。

図表2-4 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成24年度	461	250	260	379	142	78	1,570
平成25年度	466	243	252	408	148	81	1,598
平成26年度	449	239	255	420	161	75	1,599
平成27年度	451	235	260	430	169	72	1,617
平成28年度	471	236	253	435	169	77	1,641
平成29年度	479	221	251	429	163	78	1,621

(注) 各年度4月1日現在

図表2-5 身体障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1 級	17	7	144	311	479
2 級	26	45	147	3	221
3 級	6	25	170	50	251
4 級	3	15	308	103	429
5 級	18	0	145	0	163
6 級	6	36	36	0	78
計	76	128	950	467	1,621

(注) 平成29年4月1日現在

年齢別にみると、65歳以上が最も多く1,233人（76.1%）となっています。性別でみると、全体では女性が多くなっています。身体障がいの種類別では、視覚障がい、音声言語そしゃく機能障がい、内部障がいは男性が多く、聴覚平衡機能障がい、肢体不自由では女性が多くなっています。特に65歳以上の女性で肢体不自由の人は410人と最も多く、下肢障がいでは300人となっています（図表2-6）。

図表2-6 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

単位：人

区 分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障がい	0	0	1	0	12	6	29	28	42	34	76
聴覚平衡機能障がい	2	1	4	3	7	12	35	42	48	58	106
聴  覚	2	1	4	3	7	12	35	42	48	58	106
平 衡 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語そしゃく機能障がい	0	0	2	2	3	0	13	2	18	4	22
肢体不自由	9	10	26	24	83	93	295	410	413	537	950
上  肢	3	5	18	7	33	26	128	85	182	123	305
下  肢	0	1	5	5	38	58	139	300	182	364	546
体  幹	0	0	1	4	10	7	27	25	38	36	74
運 動 機 能	6	4	2	8	2	2	1	0	11	14	25
内部障がい	1	0	9	8	43	27	221	158	274	193	467
心 臓 機 能	1	0	7	4	25	11	123	100	156	115	271
じ ん 臓 機 能	0	0	1	2	13	9	45	29	59	40	99
呼 吸 器 機 能	0	0	0	0	0	1	17	2	17	3	20
ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能	0	0	0	0	2	6	35	24	37	30	67
小 腸 機 能	0	0	1	0	1	0	1	0	3	0	3
肝 臓 機 能	0	0	0	2	0	0	0	3	0	5	5
免 疫 機 能	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
合  計	12	11	42	37	148	138	593	640	795	826	1,621
	23		79		286		1,233		1,621		

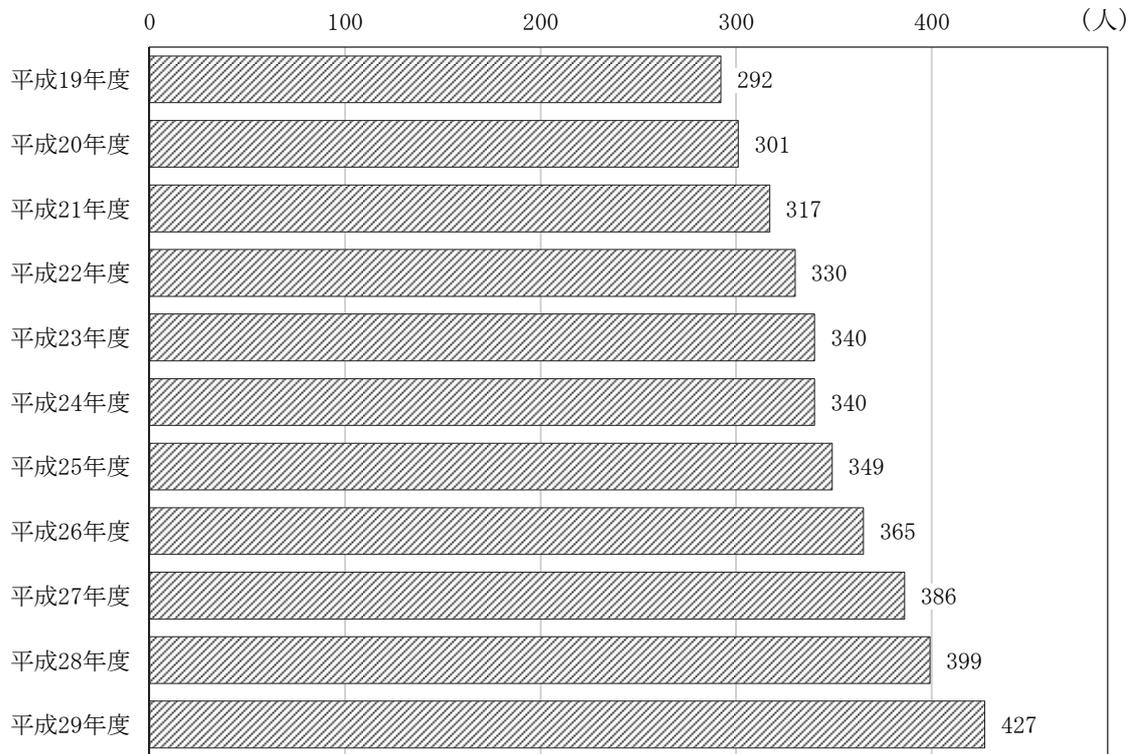
(注) 平成29年4月1日現在

(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

平成29年4月1日現在、本市の療育手帳所持者は427人となっており、増加傾向にあります（図表2-7）。

障がいの程度別にみると、平成29年度は、A1（最重度）およびA2（重度）が167人（39.1%）、B1（中度）およびB2（軽度）が260人（60.9%）となっています。この5年間については全般的に増加傾向にあり、特にB1（中度）およびB2（軽度）は平成24年度から73人、39.0%増加しています（図表2-8）。

図表2-7 療育手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

図表2-8 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	計
平成24年度	68	85	106	81	340
平成25年度	68	87	111	83	349
平成26年度	73	92	107	93	365
平成27年度	71	94	114	107	386
平成28年度	73	92	119	115	399
平成29年度	75	92	132	128	427

(注) 各年度4月1日現在

年齢別にみると、18～39歳が170人と最も多くなっています。性別では、男性が259人、60.7%を占めています（図表2－9）。

図表2－9 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：人

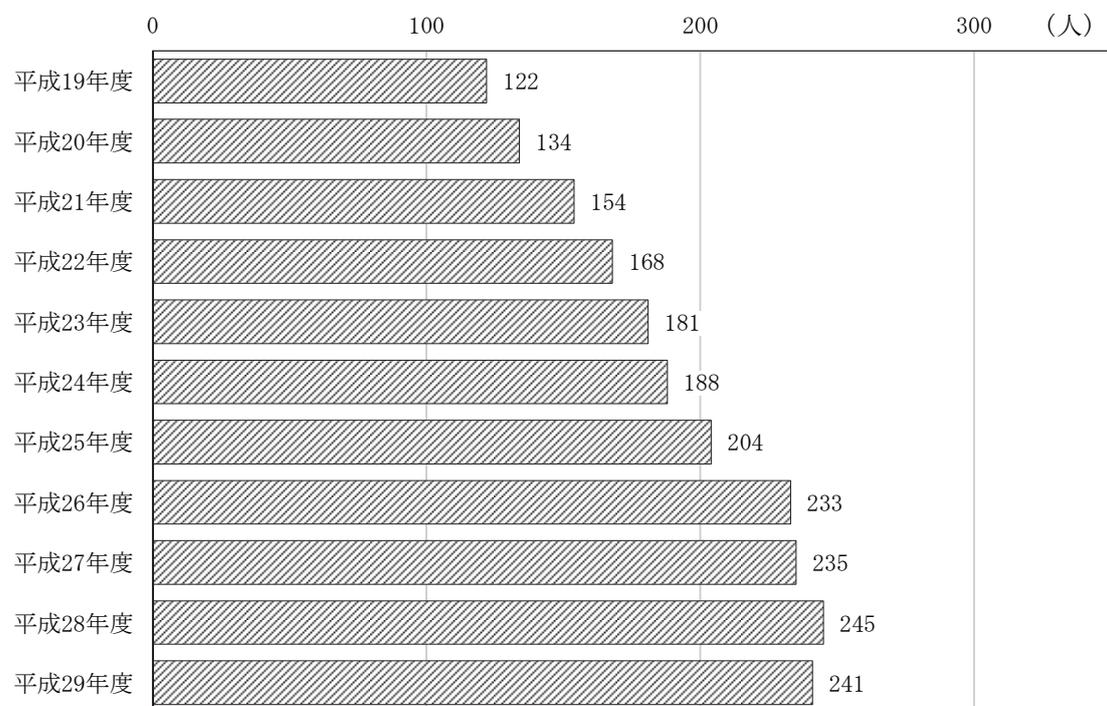
区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
平成29年度	A1	10	5	17	13	11	8	4	7	42	33	75
	A2	12	2	17	8	16	10	14	13	59	33	92
	B1	17	10	25	19	20	25	6	10	68	64	132
	B2	30	7	49	22	9	9	2	0	90	38	128
	合計	69	24	108	62	56	52	26	30	259	168	427
	93		170		108		56					
(参考) 平成23年度	53	20	75	51	56	45	13	27	197	143	340	
	73		126		101		40					

(注) 各年度4月1日現在

### (3) 精神障がいのある人（精神保健福祉手帳所持者）

平成29年4月1日現在、本市の精神保健福祉手帳所持者は241人となっており、この10年間に、119人、97.5%増加しています（図表2－10）。

図表2－10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

等級別にみると、2級が156人（64.7%）を占めています。平成23年度に比べると、3級、2級が増加しています。年齢別では40～64歳が119人（49.4%）と最も多くなっています。性別による人数の開きは見られませんが、1級は女性が多くなっています（図表2-11）。

図表2-11 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分		0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
平成 29年度	1 級	0	0	0	0	1	6	1	7	2	13	15
	2 級	0	0	17	17	44	44	18	16	79	77	156
	3 級	1	0	17	18	13	11	3	7	34	36	70
	合 計	1	0	34	35	58	61	22	30	115	126	241
		1		69		119		52		241		
(参考) 平成 23年度	1 級	0	0	0	1	2	3	1	7	3	11	14
	2 級	1	0	10	17	38	38	8	13	57	68	125
	3 級	1	0	4	8	9	6	6	8	20	22	42
	合 計	2	0	14	26	49	47	15	28	80	101	181
		2		40		96		43		181		

(注) 各年度4月1日現在

#### (4) 難病患者等

平成25年4月1日から、障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲とされました。その後、指定難病と小児慢性特定疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会により、これまでに130疾病→151疾病（第1次）→332疾病（第2次）と拡大され、平成29年4月1日から358疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在14疾患群（722疾病）がその対象として認定されています。

本市の該当のある指定難病患者は、全体で48疾病305人となっています。そのうち上位15疾病の認定者数の状況は図表2-12のとおりであり、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病が50人以上と多くなっています。小児慢性特定疾病児童は36人です（図表2-13）。

図表2-12 指定難病認定者数

指定難病名	人数	指定難病名	人数
潰瘍性大腸炎	58	多発性硬化症／視神経脊髄炎	8
パーキンソン病	50	サルコイドーシス	8
後縦靭帯骨化症	15	IgA腎症	7
全身性エリテマトーデス	14	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	6
全身性強皮症	14	皮膚筋炎／多発性筋炎	6
特発性血小板減少性紫斑病	12	原発性胆汁性肝硬変	6
クローン病	12	特発性間質性肺炎	5
重症筋無力症	11		

(注) 該当のある上位15疾病のみ記載、平成29年3月末日現在

図表2-13 小児慢性特定疾病児童数

疾患群	人数	疾患群	人数
悪性新生物	6	先天性代謝異常	1
慢性腎疾患	4	血液疾患	0
慢性呼吸器疾患	1	免疫疾患	0
慢性心疾患	4	神経・筋疾患	4
内分泌疾患	8	慢性消化器疾患	2
膠原病	1	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0
糖尿病	5	皮膚疾患群	0

(注) 平成29年3月末日現在

### 3 障害支援区分

障害福祉サービス（介護給付）を利用するためには、区分1～6の段階で表される「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。

平成29年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は216人です。障がい別にみると、知的障がいのある人が139人（64.4%）を占めています。身体障がいのある人は支援の必要度が最も高い区分6が多く、知的障がいのある人は区分3・4が多く、精神障がいのある人は区分2～4が多くなっています。

図表2-14 障がい別障害支援区分認定の状況

単位：人

区 分	支援の必要度						合 計
	低い ← 区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	→ 高い 区分6	
身 体	1	4	7	4	5	23	44
知 的	2	14	32	37	27	27	139
精 神	1	10	11	10	1	0	33
難 病	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	28	50	51	33	50	216

(注) 平成29年4月1日現在



## 第3章 サービス利用の状況

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

米原市社会福祉協議会の事業所を中心に、居宅介護、重度訪問介護および行動援護のサービスが提供されています。訪問系サービス全体の利用としては増加傾向にありますが、計画を大きく下回っています。

図表3-1 訪問系サービスの利用状況

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
居 宅 介 護	計 画	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	113 1,906	118 2,001	123 2,101
	実 績	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	50 597	62 752	68 816
重 度 訪 問 介 護	計 画	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	2 724	2 724	2 724
	実 績	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	1 222	2 271	3 358
同 行 援 護	計 画	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	5 114	5 114	6 136
	実 績	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	1 6	1 8	1 7
行 動 援 護	計 画	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	30 1,025	31 1,076	32 1,129
	実 績	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	12 369	16 393	16 366
合 計	計 画	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	150 3,769	156 3,915	163 4,090
	実 績	利用者数 利 用 量	人/月 時間/月	64 1,194	81 1,424	88 1,547

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

障害支援区分別の利用状況をみると、居宅介護では区分4の利用者数が最も多く、19人となっています。行動援護では、区分なしの延べ利用時間が多くなっています。これは、18歳未満の利用者が多いためと考えられます。

図表3-2 訪問系サービスの障害支援区分別利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅介護	支給決定者数（人）	18	4	18	22	25	9	15	111
	利用実人数（人）	5	5	14	17	19	4	6	70
	1人平均利用時間（時間）	11.6	12.2	8.1	11.4	14.7	9.8	16.3	12
	延べ利用時間（時間）	58	61	113	193	280	39	98	842
重度訪問介護	支給決定者数（人）	0	0	0	0	1	0	3	4
	利用実人数（人）	0	0	0	0	1	0	2	3
	1人平均利用時間（時間）	0	0	0	0	25	0	159.5	114.3
	延べ利用時間（時間）	0	0	0	0	25	0	319	344
同行援護	支給決定者数（人）	1	0	0	2	0	0	0	3
	利用実人数（人）	0	0	0	1	0	0	0	1
	1人平均利用時間（時間）	0	0	0	6	0	0	0	6
	延べ利用時間（時間）	0	0	0	6	0	0	0	6
行動援護	支給決定者数（人）	8	0	0	1	2	8	7	26
	利用実人数（人）	7	0	0	0	2	3	4	16
	1人平均利用時間（時間）	32.9	0	0	0	9.5	10.3	5.3	18.8
	延べ利用時間（時間）	230	0	0	0	19	31	21	301

(注) 平成29年6月利用分

## (2) 日中活動系サービス

## ① 生活介護

市内事業所としては、「社会福祉法人湖北会いぶきやま」「社会福祉法人湖北会ライフま  
いばら」「デイサービスひだまり（基準該当）」があります。平成27年度から利用者数、利  
用量ともに増加傾向ですが、計画を下回っています。ほぼ定員一杯に近い状況にあり、特  
別支援学校高等部の在学状況からも、受入れ枠の拡大が緊急の課題となっています。

平成29年6月分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用実人数と延べ日数が最も多  
いのは区分6となっており、支援の必要度が高くなるにつれて利用実人数と延べ日数は多  
くなっています。

図表3-3 生活介護のサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	116	120	124
	利 用 量	人日/月	2,610	2,700	2,790
実 績	利用者数	人/月	110	113	113
	利 用 量	人日/月	2,116	2,150	2,206

(注) 利用者数は年度末の実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表3-4 生活介護の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	0	0	1	17	34	32	36	120
利用実人数(人)	-	-	1	14	31	32	36	114
1人平均利用日数	-	-	4	15.9	19.3	21.0	20.6	19.6
延べ利用日数(人日)	-	-	4	223	598	672	742	2,239

(注) 平成29年6月利用分(基準該当サービスを除く。)

(注) 基準該当とは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の  
基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障がい者を受け入れた  
場合、基準該当障害福祉サービスとして特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給されます。

## ② 自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)では、身体障がいのある人や難病を患っている人が自立した生活  
を送るため、リハビリテーションや生活に関する相談、助言などの支援を行います。市内  
に事業所はありません。平成28年度は1人の利用がありましたが、平成29年度では利用見  
込みはありません。

図表 3-5 自立訓練（機能訓練）のサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	1	2	2
	利 用 量	人日/月	22	44	44
実 績	利用者数	人/月	1	1	0
	利 用 量	人日/月	20	20	0

(注) 利用者数は年度末の実人員

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に、日常生活や社会生活を送るために必要な訓練、生活面での相談や助言等の支援を行う自立訓練（生活訓練）について、計画では利用者の増加を見込んでいましたが、平成27年度は2人、平成28年度は1人の利用となっています。市内に事業所はありません。

図表 3-6 自立訓練（生活訓練）のサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	4	5	6
	利 用 量	人日/月	88	110	132
実 績	利用者数	人/月	2	1	1
	利 用 量	人日/月	19	12	2

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表 3-7 自立訓練（生活訓練）の障害支援区分別利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
生活訓練	支給決定者数（人）	2	0	0	0	0	0	0	2
	利用実人数（人）	1	0	0	0	0	0	0	1
	1人平均利用日数	2	0	0	0	0	0	0	2
	延べ利用日数（人日）	2	0	0	0	0	0	0	2

(注) 平成29年6月利用分

## ④ 就労移行支援

現在、市内には「特定非営利活動法人ほっとステーション就労支援センターあっぷでーと」があります。就労移行支援のサービス利用状況は、平成27年度から増加していますが、計画ほどの増加とはなりませんでした。

障害支援区分別の利用状況では区分なしの利用のみとなっています。

図表3-8 就労移行支援のサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	16	20	20
	利用量	人日/月	352	440	440
実 績	利用者数	人/月	10	12	14
	利用量	人日/月	170	212	267

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表3-9 就労移行支援の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	17	0	0	0	0	0	0	17
利用実人数(人)	15	0	0	0	0	0	0	15
1人平均利用日数	20.2	0	0	0	0	0	0	20.2
延べ利用日数(人日)	303	0	0	0	0	0	0	303

(注) 平成29年6月利用分

## ⑤ 就労継続支援(A型)

市内事業所としては、「特定非営利活動法人ウェルメント」があります。サービスの利用状況をみると増加傾向であり、平成28年度では計画を6人上回っています。

図表3-10 就労継続支援(A型)のサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	15	17	19
	利用量	人日/月	330	374	418
実 績	利用者数	人/月	19	23	26
	利用量	人日/月	369	441	500

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表 3-11 就労継続支援（A型）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
支給決定者数（人）	24	2	1	1	0	0	0	28
利用実人数（人）								26
1人平均利用日数								20.6
延べ利用日数（人日）								536

（注）平成29年6月利用分 支援区分別の実績データなし

⑥ 就労継続支援（B型）

市内には「社会福祉法人米原市社会福祉協議会ほおずき作業所」「社会福祉法人湖北会ワークスさかた」「社会福祉法人湖北会いぶきやま」「湖北みみの里」があります。利用者数と利用量は計画よりも少なくなっていますが、平成28年度は利用者数104人、利用日数1,881日となっており、前年度から増加傾向です。生活介護と同様に、今後数年の内には特別支援学校高等部卒業生の受入れが市内事業所では難しい状況になってくることが予測されることから、事業の拡大、新規事業所の参入が求められます。

図表 3-12 就労継続支援（B型）の利用実績の推移

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	111	114	117
	利 用 量	人日/月	2,442	2,508	2,574
実 績	利用者数	人/月	96	104	108
	利 用 量	人日/月	1,716	1,881	2,006

（注）利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表 3-13 就労継続支援（B型）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
支給決定者数（人）	73	1	11	25	8	1	0	119
利用実人数（人）								109
1人平均利用日数								19.2
延べ利用日数（人日）								2,096

（注）平成29年6月利用分 支援区分別の実績データなし

## ⑦ 療養介護

計画期間内は11人の利用を見込んでいましたが、平成28年度は9人となっています。ただし、利用量では274日と計画を上回っています。

図表3-14 療養介護（日中活動系サービス）の利用実績の推移

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	11	11	11
	利 用 量	人日/月	261	261	261
実 績	利用者数	人/月	10	9	9
	利 用 量	人日/月	304	274	274

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表3-15 療養介護の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	0	0	0	0	0	0	9	9
利用実人数(人)	0	0	0	0	0	0	9	9

(注) 平成29年6月利用分

## ⑧ 短期入所（ショートステイ）

市内には単独型の事業所はなく、グループホーム併設型の事業所があります。湖北福祉圏域には別に単独型が3か所整備されています。冠婚葬祭時の利用やレスパイト利用が増えると考え計画しましたが、平成28年度は7件となっています。平成29年6月利用分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分6の利用が最も多くなっています。

図表3-16 短期入所（ショートステイ）の利用実績の推移

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	54	56	58
	利 用 量	人日/月	378	392	406
実 績	利用者数	件/月	8	7	10
	利 用 量	人日/月	56	47	58

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表 3-17 短期入所（ショートステイ）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
支給決定者数（人）	13	0	4	10	13	10	18	68
利用実人数（人）	0	0	0	0	0	5	10	15
1人平均利用日数	0	0	0	0	0	3	4.7	3.8
延べ利用日数（人日）	0	0	0	0	0	15	47	57

（注）平成29年6月利用分

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

平成28年4月に「のぞみ」が開設され、市内に整備されているグループホーム数が5ホームとなり、定員が31人に拡大しました。

平成28年度の利用者数は42人であり、前年から5人増加し、計画を6人上回っています。

障害支援区分別の利用状況をみると、区分3の利用実人数が最も多くなっています。

図表 3-18 市内の共同生活援助（グループホーム）の整備状況

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	か所	4	5	5
定員数	人	25	31	31

（注）各年度年度末、平成29年は直近の数字

図表 3-19 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	29	36	36
実 績	利用者数	37	42	42

（注）利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表 3-20 共同生活援助（グループホーム）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
支給決定者数（人）	0	0	10	17	9	5	1	42
利用実人数（人）	0	0	10	17	9	5	1	42

（注）平成29年6月利用分

図表3-21 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

単位：人

施設名	所在地	定員	市内の利用者
かるがも	米原市	6	4
おうみ	米原市	7	7
いぶき	米原市	7	6
蛍の家	米原市	5	4
のぞみ	米原市	6	4
長浜かざぐるまホーム	長浜市	4	1
長浜里の家	長浜市	5	1
おりひめ	長浜市	6	2
ひこぼし	長浜市	6	2
菜の花	東近江市	4	1
たけのこホーム	東近江市	4	1
さくらホーム	甲賀市	4	1
粟津ホーム	大津市	4	1
南志賀ひまわりホーム	大津市	4	1
フレンズ	犬上郡豊郷町	4	1
ひこね芹川ホーム	彦根市	4	1
ひこね七里ホーム	彦根市	4	1
TOCOハウス	彦根市	4	1
モーツアルトつつみ	京都市	4	1
CH・GH 四季の里	三重県四日市市	4	1
合 計			42

(注) 平成29年6月現在

② 施設入所支援

平成28年度の利用者数は40人となっています。施設入所支援では、利用者の削減が目標となりますが、計画を4人上回っています。

障害支援区分別の利用状況では、区分6の利用実人数が最も多く18人となっています。

図表3-22 施設入所支援の利用状況

単位：人

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	38	36	35
実 績	利用者数	39	40	40

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

図表3-23 施設入所支援の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	0	0	0	0	7	15	18	40
利用実人数(人)	0	0	0	0	7	15	18	40

(注) 平成29年6月利用分

図表3-24 施設入所支援の利用施設

単位：人

施設名	所在地	定員	市内の利用者
あそしあ	長浜市	50	7
湖北まこも	長浜市	50	11
湖北タウンホーム	長浜市	50	8
湖南ホームタウン	守山市	40	2
すぎやまの家 杉山寮	高島市	36	1
もみじ寮	湖南市	50	2
一麦寮	湖南市	50	4
希望園	福井県大野市	80	1
南陽園(夢兎明)	石川県加賀市	40	2
いちれつ学園	兵庫県多可郡	45	1
七瀬の郷	福井県大野市	40	1
合 計			40

(注) 平成29年8月現在

## (4) 相談支援

計画相談支援では、利用者数、事業所数ともに計画を下回っていますが、前年に比べ増加しています。平成28年度の地域移行支援、地域定着支援の利用者はありません。

図表3-25 相談支援のサービス利用状況

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
計画相談支援	計画	利用者数	人	48	66	66
		事業所数	か所	10	10	10
	実績	利用者数	人	19	37	45
		事業所数	か所	5	7	7
地域移行支援	計画	利用者数	人	2	2	2
		事業所数	か所	1	1	1
	実績	利用者数	人	1	0	0
		事業所数	か所	1	0	0
地域定着支援	計画	利用者数	人	1	1	1
		事業所数	か所	1	1	1
	実績	利用者数	人	0	0	0
		事業所数	か所	0	0	0

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

## 2 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等への理解を深めるための啓発活動等を通じて、障がい者が感じる日常生活や社会生活を営む上での「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現に努めています。

図表 3-26 障がい啓発事業

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	回	1	1	1
実 績	回	1	1	1

### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援しています。夏休み中の日中余暇支援として、平成29年度も「発達障がいサポートネットでこぼこフレズ」の主催でサマースクールが開催されました。

図表 3-27 障がい児サマースクール

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	回	1	1	1
実 績	回	1	1	1

### (3) 相談支援事業

相談支援事業を行う事業所は、「湖北地域しょうがい者相談センター ほっとステーション」や「障がい者相談支援センター ほたる」などがあります。

図表 3-28 相談支援事業のサービス利用見込量（年間における1か月当たりの平均）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業 事業所数	計 画	か所	2	2	2
	実 績	か所	2	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	計 画	か所	1	1	1
	実 績	か所	1	1	1
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	計 画		未実施	実施	実施
	実 績		未実施	未実施	未実施

## (4) 成年後見制度

財産管理や身上監護の契約等の法律行為に関して、判断能力の不十分な人へ支援をする成年後見制度について、市が審判請求を行うことが必要だと認めた人に対する成年後見制度利用支援事業では、計画で3人の利用を見込みましたが、平成28年度では2人となっています。

図表3-29 成年後見制度

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計 画	人	3	3	3
	実 績	人	3	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	計 画		実施	実施	実施
	実 績		未実施	未実施	未実施

## (5) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、市に設置されている手話通訳者または滋賀県聴覚障害者福祉協会に登録されている手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。平成28年度の手話通訳者派遣事業の利用者は10人、延べ36回となっており、延べ回数では計画を下回っています。一方、要約筆記者派遣事業の利用者数は2人であり、延べ回数では44回と計画を大きく上回っています。

なお、市独自の派遣制度の整備推進、地域の人材育成のため、手話奉仕員養成講座を実施しています。平成27年度の修了者数は9人で計画を下回っていますが、平成29年度の修了者数では計画を上回る見込みです。

図表3-30 意思疎通支援事業のサービス利用状況

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
①手話通訳者 設置事業	計画	実設置者数	人	2	2	2
	実績	実設置者数	人	2	2	2
②手話通訳者 派遣事業	計画	実利用者数	人	10	10	11
		回数	回/年	58	64	71
	実績	実利用者数	人	11	10	-
		回数	回/年	28	36	-
③要約筆記者 派遣事業	計画	実利用者数	人	1	1	1
		回数	回/年	3	4	5
	実績	実利用者数	人	1	2	-
		回数	回/年	7	44	-

図表 3-31 手話奉仕員養成講座の実施状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	講座数	講座	2	2	2
	定員数	人	40	40	40
	修了見込み者数	人	10	11	12
実 績	講座数	講座	1	1	1
	定員数	人	20	20	20
	修了者数	人	9	0	15

(注) 平成28年度の修了者数については、講座期間が2年間（平成28・29年度）であるため平成29年度に見込む。

(6) 日常生活用具給付等事業

平成28年度、日常生活用具の給付・貸与の実績件数は前年度より増加しています。

サービスの利用状況をみると、ストマ装具や紙おむつ等の「排せつ管理支援用具」の利用が多く、平成28年では1,059件であり、計画の約1.2倍となっています。「排せつ管理支援用具」以外の用具は計画を下回っています。

図表 3-32 日常生活用具給付等事業のサービス利用状況

単位：件

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	①介護・訓練支援用具	10	11	12
	②自立生活支援用具	10	11	12
	③在宅療養等支援用具	5	6	7
	④情報・意思疎通支援用具	9	10	11
	⑤排せつ管理支援用具	831	872	915
	⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	-	-	-
実 績	①介護・訓練支援用具	1	6	-
	②自立生活支援用具	4	4	-
	③在宅療養等支援用具	9	5	-
	④情報・意思疎通支援用具	7	7	-
	⑤排せつ管理支援用具	889	1,059	-
	⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	1	3	-

図表3-33 日常生活用具の給付・貸与実績

単位：件

区 分	平成27年度	平成28年度
移動用リフト	1	
入浴補助用具	1	1
T字状・棒状のつえ	1	
移動・移乗支援用具	1	1
頭部保護帽	1	1
透析液加温器	2	
ネブライザー（吸引器）	1	2
電気式たん吸引器	2	1
吸入吸引器		2
盲人用体温計・血圧計（音声式）	4	
視覚障害者用ポータブルレコーダー		1
視覚障害者用拡大読書器		3
人工咽頭	2	1
人工咽頭（電気式）		1
聴覚障害者用屋内信号装置	4	
音声色彩判別装置	1	
ストマ装具	706	749
紙おむつ等	160	304
排痰補助装置レンタル		6
特例給付	23	
住宅改修	1	3
特殊寝台		3
特殊マット		2
エアマット		1
便器		1
居宅生活動作補助用具		1
合 計	911	1,084

(注) 利用のあった用具のみを表示

## (7) 移動支援事業

移動支援事業は、平成28年度の事業所数、利用者数は計画を上回り、利用時間数はほぼ計画どおりとなっています。

図表3-34 移動支援事業のサービス利用状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	事業所数	14	15	16
	利用者数（人／月）	55	57	59
	利用時間数（時間／月）	435	456	478
実 績	事業所数	16	18	18
	利用者数（人／月）	68	66	-
	利用時間数（時間／月）	438	431	-

(注) 平成27、28年度は年度平均

## (8) 地域活動支援センター

地域活動支援センターとして「障害者支援センターそら」においてサービスが提供されています。平成28年度の利用は22人となっており、計画を下回っています。

図表 3-35 地域活動支援センターのサービス利用状況

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
計画	I型	事業所数	か所	1	2	2
		利用者数	人	26	32	32
実績	I型	事業所数	か所	1	1	-
		利用者数	人	21	22	-

(注) 利用者数は実人員

## (9) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業では、平成28年度の利用者数が1人となっており、利用者数、利用回数ともに計画を下回っています。

図表 3-36 訪問入浴サービス事業の利用状況

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	事業所数	か所	2	2	2
	利用者数	人	2	2	2
	利用回数	回/月	13.5	13.5	13.5
実績	事業所数	か所	0	1	-
	利用者数	人	0	1	-
	利用回数	回/月	0	4	-

(注) 平成27、28年度は年度平均

## (10) 日中一時支援事業

日中、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応の訓練等を支援する日中一時支援事業については、平成28年度は事業所数と利用者数が計画を上回りましたが、利用回数では計画を下回っています。

図表 3-37 日中一時支援事業の利用状況

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	事業所数	か所	20	20	20
	利用者数	人/月	64	67	70
	利用回数	回/月	229	240	252
実績	事業所数	か所	22	21	22
	利用者数	人/月	78	78	-
	利用回数	回/月	201	204	-

(注) 平成27、28年度は年度平均

## (11) 社会参加促進事業

## ① 声の広報等発行事業

声の広報等発行事業として、市の広報の紹介や必要度の高い情報等を音声によって提供しています。平成28年度は22回と計画を下回っています。

図表3-38 音の広報等発行事業

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	発行回数	回	32	32	32
実績	利用者数	回	22	22	-

## ② 音訳ボランティア養成事業

視覚に障がいのある人に、活字で書かれている書籍や雑誌等の内容を音声にして伝える音訳ボランティア養成事業の初級編受講者数は、平成28年度では計画の半分である6人となっています。

図表3-39 音訳ボランティア養成事業

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	初級編受講者数	人	11	12	12
実績	初級編受講者数	人	6	6	-

## ③ 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

障がい者自動車運転免許取得費助成事業は、身体に障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成する事業です。平成28年度に1人の利用がありました。

図表3-40 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	利用者数	人	1	1	1
実績	利用者数	人	0	1	-

④ 障がい者用自動車改費造助成事業

肢体不自由である障がい者が、自ら自動車を運転できるように改造する必要がある場合に、その経費の一部を助成する自動車改造助成事業は、年度によって増減が大きく変わりますが、平成28年度では2人の利用となっています。

図表 3-41 障がい者用自動車改造費助成事業

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	利用者数	人	4	4	4
実績	利用者数	人	2	2	-

⑤ 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待防止対策支援事業では、事態の早期発見や素早い対応のため、高齢者の虐待防止ネットワークと連携して取り組んでいます。

図表 3-42 障がい者虐待防止対策支援事業

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施

### 3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について

#### (1) 児童発達支援

平成27年度に米原市こども療育センターひまわり教室を米原市地域包括医療福祉センター内に移転し、平成28年4月から「児童発達支援センターてらす」として機能の強化を図りました。

平成28年度の利用者数は54人で計画を下回っていますが、利用量を見ると186日と計画を上回り、前年より増加しています。

図表3-43 児童発達支援のサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	53	67	75
	利用量	人日/月	143	180	199
実 績	利用者数	人/月	56	54	47
	利用量	人日/月	143	186	153

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

#### (2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスでは、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がいのある児童生徒の自立を促進するための訓練等とともに、放課後等の居場所づくりを行っています。平成28年度の利用者数は27人、利用量は217日となっており、前年度と比べて大きく増加しています。平成29年度の見込みを見ると更に増加が続いています。

図表3-44 放課後等デイサービスのサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	10	15	15
	利用量	人日/月	58	87	87
実 績	利用者数	人/月	7	27	35
	利用量	人日/月	59	217	307

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

### (3) 保育所等訪問支援

平成28年度から保育所等訪問支援として、保育所等に通っている障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応を支援しています。平成28年度は計画を下回っていますが、平成29年度では利用者数、利用量ともに上回る見込みです。

図表3-45 保育所等訪問支援のサービス利用状況

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人/月	0	20	20
	利用量	人日/月	0	20	20
実 績	利用者数	人/月	0	1	28
	利用量	人日/月	0	3	30

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

### (4) 障害児相談支援

障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等を行う障害児相談支援事業は、平成28年度の利用者数は11人となっていますが、平成29年度は利用者数が27人と計画を超える見込みです。

図表3-46 障害児相談支援利用見込量（年間における1月当たりの平均）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用者数	人	9	12	14
実 績	利用者数	人	13	11	27

(注) 利用者数は実人員 平成29年度は4～6月の平均

## 第4章 計画の目標

### 1 第4期計画の数値目標と実績

第4期計画では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たって、これらの課題に関し、それぞれの数値目標を設定しました。目標に対する実績は次のとおりです。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数37人のうち、4人（11%）が地域での生活に移行し、施設入所者数は2人減少して35人になることを目標としていましたが、地域移行者はなく、入所者が3人増加し施設入所者は40人となりました。

図表4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値と実績

区 分		人数 (%)	考 え 方
平成25年度末の施設入所者数		37人	平成25年度末の全施設入所者数
平成29年度末の施設入所者数（実績）		40人	平成29年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	計画（目標）	4人（11%）	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
	実績 対計画比	0人（0%）	地域生活移行者はありませんでした。県全体で5人の実績（H28までの累計）。
削減見込み	計画（目標）	2人（5%）	平成29年度末段階での削減見込数
	実績 対計画比	0人（0%）	新規入所者も数人あり、施設入所者は全体で3人増加しています。

#### (2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、地域生活支援拠点等を市内に1か所以上整備することを目標としましたが、現在のところ整備できていません。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、4人を目標としていますが、平成28年度に一般就労へ移行したのは目標と同じ4人（平成26年度1人、平成27年度3人）でした。

図表 4-2 福祉施設から一般就労への移行目標数値と実績

項 目		人数 (倍)	考 え 方
平成24年度の年間一般就労移行者数		2人	平成24年度までに福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	計画 (目標)	4人	平成29年度までに福祉施設を退所して一般就労する人数
	実 績	4人	平成28年度までに福祉施設を退所して一般就労した人数

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を20人とすることを目標としていましたが、平成29年度は14人となっています。

図表 4-3 就労移行支援事業の目標利用者数と実績

項 目		人数 (倍)	考 え 方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数		13人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	計画 (目標)	20人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数
	実 績 対計画比	14人 (70%)	平成29年6月利用実績による人数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所を全体の30%以上とすることを目標としていました。市内には平成25年度に「あっぷでーと」が整備されていますが、「あっぷでーと」の一般就労移行率は通年平均すると30%程度となっています。

県全体では、平成27年度32.3%、平成28年度29.7%です。

図表 4-4 就労移行率が3割以上の事業所の割合

項 目		人数 (倍)	考 え 方
就労移行率が30%以上の事業所数	計画 (目標)	30%以上	平成29年度末において就労移行率が30%以上の市内事業所数の割合
	実 績 対計画比	1事業所 (100%)	市内事業所の「あっぷでーと」は一般就労移行率30%達成

## 2 本計画の数値目標

基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定するとともに、これらの成果目標を達成するため、活動指標（障害福祉サービスの量等）を計画に見込むことが適当とされています。

図表4-5 基本指針の成果目標

区 分	成果目標
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>①地域生活移行者の増加 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。</p> <p>②施設入所者の削減 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。</p>
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。</p>
3 地域生活支援拠点等の整備	<p>○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）の整備 各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備する。</p>
4 福祉施設から一般就労への移行等	<p>①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成32年度(2020年度)中に一般就労に移行する者の目標値は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。</p> <p>②就労移行支援事業の利用者の増加 平成28年度末における利用者数を20%以上増加させる。</p> <p>③就労移行支援事業所の就労移行率の増加 就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とする。</p> <p>④職場定着率の増加 就労定着支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする。</p>
5 障がい児支援の提供体制の整備等	<p>①児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</p> <p>②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 各市町村に少なくとも1か所以上確保する。</p> <p>③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。</p>

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成32年度(2020年度)末までに、平成28年度末の施設入所者数40人のうち、2人(5%)が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成32年度(2020年度)末時点の施設入所者については、これまでの実績を踏まえ、計画期間内の退所者数と新規利用者数を同数と見込み、入所者数は40人、削減数は0人とします。

図表4-6 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		目標数値	
平成28年度末の施設入所者数	40人	平成32年度(2020年度)末までの地域生活移行者数	2人(5%)
		平成32年度(2020年度)末時点の削減見込	0人(-)

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行の推進に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、当事者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成32年度(2020年度)末までに、圏域の保健・医療・福祉関係者が協力して協議の場を設置します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

圏域内の入所施設を活用するなど(入所施設の建替えを活用等)、圏域での整備を推進します。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、6人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

図表4-7 福祉施設から一般就労への移行目標数値

基準値		目標数値	
平成28年度の年間一般就労移行者数	4人	目標年度の年間一般就労移行者数	6人(1.5倍)

## ② 就労移行支援事業の利用者の増加

平成32年度(2020年度)の就労移行支援事業利用者を20人とすることを目標とします。

図表4-8 就労移行支援事業の目標利用者数

基準値		目標数値	
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	12人	目標年度の就労移行支援事業の利用者数	20 (1.7倍)

## ③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目指します。

図表4-9 就労移行率が30%以上の事業所の割合目標

基準値		目標数値	
就労移行率が30%以上の事業所の割合	1事業所 (100%)	目標年度の就労移行率が30%以上の事業所の割合	50%以上

## ④ 職場定着率の増加

就労定着支援事業の提供体制の整備を促進するとともに、サービスが開始された時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

図表4-10 職場定着率

基準値	目標数値			
—	就労定着支援事業の利用者数	5人	サービス開始1年後の職場定着者数 職場定着率	4人 80%以上

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

## ① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターは、「児童発達支援センターてらす」が市内に1か所整備されています。また、同じ事業所には、「保育所等訪問支援さくらんぼ」も設けられており、今後、利用量の充実に努めます。

## ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

診療所併設の「児童発達支援センターてらす」は、重症心身障がい児の受入れも視野に入れることができる施設です。平成32年度(2020年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所1か所の整備を目指します。

---

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、自立支援協議会の専門部会などを活用して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

## 第5章 サービス利用見込みと確保策

### 5-1 障害福祉サービス

#### 1 訪問系サービス

##### (1) サービスの見込み

訪問系サービスの見込量は、第4期計画期間の実績を参考として、同程度の増加を見込みました。

重度障害者等包括支援は、本計画期間中については見込んでいませんが、利用を妨げるものではありません。

図表5-1 訪問系サービスの1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	利用者数	人	68	79	94	109
	利 用 量	時間	816	957	1,105	1,268
重度訪問介護	利用者数	人	3	4	5	6
	利 用 量	時間	358	433	514	601
同行援護	利用者数	人	1	1	1	2
	利 用 量	時間	7	8	10	20
行動援護	利用者数	人	16	19	21	25
	利 用 量	時間	366	365	380	400
合 計	利用者数	人	88	103	121	142
	利 用 量	時間	1,547	1,763	2,009	2,289

(注) 平成29年度は見込み

#### ◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

##### (2) サービスの確保策

- ・大幅な増加は見込んでおらず、既存事業所により対応できると考えます。また、介護保険の訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等の参入、事業拡大を働き掛けることなどにより、サービス必要量の確保に努めます。

## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量は、第4期計画期間の実績を基に、年度当たりの増加数、特別支援学校卒業生の新規利用者数等、1人当たりの利用日数を勘案して見込みました。

日中活動系サービスについては、障がいの状況に応じて、生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型など様々なサービスがあります。生活介護や就労継続支援B型について、今後の受入れ不足を危惧する声があります。生活介護の量の確保はもちろんですが、同時に、より一般就労に近い形、より収入の多い場へのステップアップを目指す支援が重要と考えます。生活介護の利用者が就労継続支援B型を利用する、就労継続支援B型利用者がA型を利用する流れを作る必要があります。アンケート結果では、就労継続支援B型について「授産賃金（工賃）を多くしてほしい」という意見が非常に多くなっています。B型の中で工賃の向上を目指すことと併せて、A型で働くことでより多くの収入を得られる機会を提供していくことが必要です。このための体制づくりを推進します。これにより、生活介護、就労継続B型の受入れ枠も広がると考えます。

### (1) 生活介護

#### 【サービス量の見込み】

毎年6人程度の伸びで推移すると見込みました。

図表5-2 生活介護の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	利用者数	人	113	119	125	131
	利 用 量	日	2,206	2,316	2,432	2,554

(注) 平成29年度は見込み

#### ◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

#### 【サービスの確保策】

- ・既存事業所の事業拡大、新規参入を促進するとともに、介護保険の通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護等の共生型サービスへの参入を促進します。
- ・就労継続支援等への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。
- ・利用日数の少ない利用者、高齢の利用者等他制度の活用を検討します。

## (2) 自立訓練（機能訓練）

## 【サービス量の見込み】

実績から大幅な増加はなく、各年度1人の利用を見込みました。

図表5-3 自立訓練（機能訓練）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	0	1	1	1
	利 用 量	日	0	23	23	23

(注) 平成29年度は見込み

## ◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

## 【サービスの確保策】

- ・現在利用している事業所の利用になると考えます。

## (3) 自立訓練（生活訓練）

## 【サービス量の見込み】

機能訓練と同様、実績から大幅な増加はなく、各年度1人の利用を見込みました。

図表5-4 自立訓練（生活訓練）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	1	1	1	1
	利 用 量	日	2	23	23	23

(注) 平成29年度は見込み

## ◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

## 【サービスの確保策】

- ・現在利用している事業所の利用になると考えます。

## (4) 就労移行支援

## 【サービス量の見込み】

利用に増減はありますが、第4期計画期間中は増加傾向となっていることから、毎年2人程度の増加として見込みました。

図表 5-5 就労移行支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
就労移行支援	利用者数	人	14	16	18	20
	利 用 量	日	267	321	386	464

(注) 平成29年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・計画期間内については、おおむね供給量は確保できると考えます。就労移行支援は、一般就労への移行、特別支援学校卒業者などが利用するサービスとして重要であり、就労移行支援への参入や事業拡大を促進します。

(5) 就労継続支援（A型）

【サービス量の見込み】

第4期計画期間中は、毎年度2人の増加となっています。全国的に事業所の参入、廃止が多く見られるサービスですが、更に利用者は増加すると予測し、毎年度5～6人の増加を見込みました。

図表 5-6 就労継続支援（A型）の1か月当たりの利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	26	30	35	41
	利 用 量	日	500	582	678	790

(注) 平成29年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・全国的に急激に事業所参入が進みましたが、一方でサービスの質が問題視され、利用者  
に支払う賃金の総額以上の事業収益を確保すべきとする原則が明示されるなど、サービ

スの質を確保するため指定基準等が改正されました。これにより、全国的に事業所の廃止が相次いでいます。しかし、障がいのある人の経済的自立や生きがいとして必要なサービスであることから、質の確保を図るとともに、更なる事業所の参入を促進し、より一般就労に近い形での就労を目指します。

## (6) 就労継続支援（B型）

### 【サービス量の見込み】

第4期計画期間中も増加が続いており、特別支援学校卒業生の利用も予測されることから、毎年度5人程度の増加を見込みました。

図表5-7 就労継続支援（B型）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	108	112	117	122
	利 用 量	日	2,006	2,129	2,260	2,399

(注) 平成29年度は見込み

#### ◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

### 【サービスの確保策】

- ・既存事業所での受入れが一杯になってきていることから、既存事業所の事業拡大、提供サービスの変更、新規参入等を促進します。
- ・A型、一般就労への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。

## (7) 就労定着支援

### 【サービス量の見込み】

就労定着支援は新しく制度化されたサービスで、平成30年度から適用となります。就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。平成31年度（2019年度）から5人の利用を見込みました。

図表 5-8 就労定着支援の1か月当たり利用の量見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
就労定着支援	利用者数	人		0	5	5

◆国の基本指針

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・就労定着支援については、日中活動系サービスの事業所等に働き掛け、提供体制の整備を促進します。また、「湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター」等の関係機関との連携を図ります。

(8) 療養介護

【サービス量の見込み】

対象者は、長期入院による医療的ケアが必要な重度の障がい者であり、第4期期間中は9～10人の利用で推移してきました。平成30年度以降も同程度の利用者数として9人を見込みました。

図表 5-9 療養介護の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
療養介護	利用者数	人	9	9	9	9

(注) 平成29年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・現在利用している事業所の利用になると考えます。

(9) 短期入所（ショートステイ）

【サービス量の見込み】

第4期計画期間中については、支給決定者は多いものの、1か月当たりの平均利用者は7～10人、47～58日となっています。介護者の高齢化への対応、レスパイトという観点からも利用意向は高くなると考えられることから、毎年度2人の増加を見込みました。

図表5-10 短期入所（ショートステイ）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
短期入所	利用者数	人	10	12	14	16
	利 用 量	日	58	67	77	89

(注) 平成29年度は見込み

◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを設定する。

【サービスの確保策】

- ・短期入所（ショートステイ）は、利用希望日が重なる傾向があり「希望する日時に利用できるようにしてほしい」という声が多数あります。介護保険の短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護等の参入、グループホームへの併設等を促進します。

### 3 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

##### 【サービス量の見込み】

自立生活援助は新しく制度化されたサービスで、平成30年度から適用となります。施設・病院からの地域生活への移行者数等を勘案して、平成31年度(2019年度)から5人の利用を見込みました。

図表5-11 自立生活援助の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自立生活支援	人	0	5	5

##### ◆国の基本指針

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

##### 【サービスの確保策】

- ・生活介護、共同生活援助、相談支援等のサービス事業所に働き掛け、提供体制の整備を促進します。

#### (2) 共同生活援助（グループホーム）

##### 【サービス量の見込み】

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、施設の整備予定等を勘案して、平成32年度(2020年度)に66人を見込みました。

図表5-12 共同生活援助（グループホーム）の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人	42	45	48	66

(注) 平成29年度は見込み

##### ◆国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

また、グループホームに第1の1の3の機能を付加的に集約して整備する場合においては、当該地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定する。

- ・施設整備を事業所に働きかけていきます。特に障害支援区分の重い人も利用できる共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。

### (3) 施設入所支援

#### 【サービス量の見込み】

これまでの実績を踏まえ、計画期間内の退所者数と新規利用者数を同数と予測し、平成32年度(2020年度)末時点の施設入所者は40人と見込みました。

図表5-13 施設入所支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
施設入所支援	人	40	40	40	40

(注) 平成29年度は見込み

#### ◆国の基本指針

平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2パーセント以上を削減することとし、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

#### 【サービスの確保策】

- ・施設入所支援については、共同生活援助（グループホーム）の整備により地域移行を促進するとともに、真に必要な人のみが利用できるようにしていきます。

## 4 相談支援

### 【サービス量の見込み】

計画相談支援は、計画の作成、モニタリング等が必要なサービス利用者全員が、相談支援を利用するとともに、サービス利用者が増加することを勘案して見込みました。

地域移行支援、地域定着支援については、県から示された推計値を見込みました。

図表5-14 相談支援の1か月当たり利用者数の見込み

区 分		単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援	利用者数	人	45	52	61	71
地域移行支援	利用者数	人	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	0	1	1	1

(注) 平成29年度は見込み

#### ◆国の基本指針

##### <計画相談支援>

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

##### <地域移行支援>

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

##### <地域密着支援>

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

### 【サービスの確保策】

- ・事業所数は増加し、おおむね現状で対応できると考えます。
- ・基幹相談支援センターの整備を促進し、相談支援専門員の質の向上を促進します。

## 5-2 地域生活支援事業等

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

なお、成年後見制度普及啓発事業、障害者虐待防止対策支援事業等は、国が促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置付けられました。

図表5-15 市が実施する地域生活支援事業の種類

区 分	事 業 名	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者相談支援事業</li> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・基幹相談支援センター等機能強化事業※</li> <li>・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</li> </ul>
	成年後見制度利用支援事業※	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業※	
	日常生活用具給付等事業※	
	移動支援事業※	
	手話奉仕員養成研修事業※（手話奉仕員養成講座）	
	地域活動支援センター機能強化事業※	
任意事業	日常生活支援	訪問入浴サービス事業※ 日中一時支援事業※
	社会参加支援	音の広報等発行事業※ 音訳ボランティア養成事業※ 障がい者自動車運転免許取得費助成事業※ 障がい者用自動車改造費助成事業※

注）※印は米原市実施事業

<地域生活支援促進事業>

事 業 名
障がい者虐待防止対策支援事業※
成年後見制度普及啓発事業

## 1 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### 【サービス量の見込み】

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

図表5-16 障がい啓発事業の見込み

区 分	単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障がい啓発事業	回	1	1	1	1

#### 【サービスの確保策】

市内サービス事業所や地域等が取り組む、障がいのある人等への理解を深める啓発活動を支援し、市の責務として地域住民に対し継続した働き掛けを行います。

### (2) 自発的活動支援事業

#### 【サービス量の見込み】

夏休み中の日中余暇支援として、障がい児サマースクールを実施します。

図表5-17 障がい児サマースクールの見込み

区 分	単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障がい児サマースクールの実施	回	1	1	1	1

#### 【サービスの確保策】

市内で活動されている当事者団体等のマンパワーやボランティア活動を原動力とし、障がい児サマースクールを通じて夏休みの日中余暇支援を進めます。

(3) 相談支援事業

【サービス量の見込み】

新たに基幹相談支援センターを設置します。

図表5-18 相談支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	事業所数	か所	3	3	4	4
基幹相談支援センター		か所	0	0	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業		か所	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)			未実施	未実施	未実施	実施

【サービスの確保策】

- ・ 障害者相談支援事業の事業所としては、「湖北地域しょうがい者相談センター ほっとステーション」「障がい者相談支援センター ほたる」「湖北相談処 すだち」などがあります。新規事業所の開設を支援し必要なサービスを確保できるよう努めます。
- ・ 相談支援の中核的な役割を担う機関として、また、地域の相談支援事業所に対する専門的な助言や指導を行い、地域の相談支援体制の強化を図るため、圏域で基幹相談支援センターの設置を推進します。
- ・ 公営住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、実施に向けて取り組みます。

(4) 成年後見制度

【サービス量の見込み】

成年後見制度利用支援事業の利用者は、2人と見込みました。

図表5-19 成年後見制度利用支援事業の年間サービス利用量の見込み

区 分	単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施	実施

(注) 平成29年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・米原市権利擁護センターにおいて、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいまたは精神障がいのある人について、成年後見制度、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。また、社会福祉協議会の自主事業として法人後見を行います。
- ・家族の状況に応じては、市長が申立人となり成年後見制度の利用を支援します。

(5) 意思疎通支援事業

【サービス量の見込み】

これまでの実績を参考に、利用者数を見込みました。また、手と手をつなぐ米原市手話言語条例に基づく事業も期間中に充実していく予定です。

図表 5-20 意思疎通支援事業の年間サービス利用量の見込み

区 分		単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①手話通訳者 設置事業	設置者数	人	2	2	2	2
②手話通訳者 派遣事業	利用者数	人	-	10	10	10
	利用回数	回	-	40	50	60
③要約筆記者 派遣事業	利用者数	人	-	2	2	2
	利用回数	回	-	30	40	50

(注) 平成29年度は見込み

図表 5-21 手話奉仕員養成講座の年間実施見込み

区 分		単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話奉仕員 養成講座	講座数	講座	1	1	1	1
	定員数	人	20	20	20	30
	修了見込み者数	人	15	0	20	0

(注) 平成29年度は実績であり、修了見込み者数については、講座期間が2年間（平成30・31年度）であるため平成31年度に見込む。

【サービスの確保策】

- ・市設置の手話通訳者または市や滋賀県聴覚障害者福祉協会に登録されている手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ・手話奉仕員養成講座を実施し、地域での人材育成を図ります。

(6) 重度障がい者日常生活用具給付等事業

【サービス量の見込み】

第4期計画期間の実績を参考に、それぞれの支援用具の給付・貸与件数を次のように見込みました。ストマ用装具や紙おむつなどの排せつ管理支援用具は大幅に増加し、その他の用具は大幅な増減はないと見込みました。

図表5-22 日常生活用具給付等事業の年間給付・貸与見込み

区 分	単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①介護・訓練支援用具	件	6	6	6	6
②自立生活支援用具	件	4	4	4	4
③在宅療養等支援用具	件	9	9	9	9
④情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7	7
⑤排せつ管理支援用具	件	1,103	1,300	1,400	1,500
⑥居住生活動作補助用具(住宅改造)	件	3	3	3	3

(注) 平成29年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ・継続した支援を行うとともに、用具の種目については必要に応じた見直しを行い、充実を図ります。

(7) 移動支援事業

【サービス量の見込み】

大幅な増加はないものの、障がいのある人の生きがい・社会参加を促進するために有効なサービスであることから徐々に増加していくと見込みました。

図表5-23 移動支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分	単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	事業所数	か所	18	18	19
	利用者数	人	68	69	70
	利用時間	時間	440	450	480

(注) 平成29年度は見込み

**【サービスの確保策】**

休日や不定期的な利用など、多様なニーズにも対応できるよう、圏域内でサービス事業所の新規参入を促進します。

**(8) 地域活動支援センター機能強化事業**

**【サービス量の見込み】**

「障害者支援センターそら」の継続利用を見込んでいます。

図表5-24 地域活動支援センター事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動 支援センター	利用者数	か所	1	1	1	1
	事業所数	人	22	25	25	25

(注) 平成29年度は見込み

**【サービスの確保策】**

現在の事業所でのサービス利用になると考えます。

## 2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

#### 【サービス量の見込み】

利用実績は少ないサービスです。今後も、大幅な増加はないと見込んでいます。

図表5-25 訪問入浴サービス事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問入浴 サービス	利用者数	人	1	1	1	2
	事業所数	か所	1	1	1	1

(注) 平成29年度は見込み

#### 【サービスの確保策】

- ・必要に応じたサービスが提供され则认为ます。

### (2) 日中一時支援事業

#### 【サービス量の見込み】

利用者数、利用回数ともにほぼ一定の利用で推移しています。夏休みや放課後の就労支援等、ニーズは高いサービスですが提供事業所数が頭打ちとなっています。

今後、新規の事業所の確保が可能になれば、利用数も増加する見込みです。

図表5-26 日中一時支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単 位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
日中一時支援	事業所数	か所	22	22	22	23
	利用者数	人	78	78	80	85
	利用回数	回	205	210	220	250

(注) 平成29年度は見込み

#### 【サービスの確保策】

- ・社会福祉協議会、介護保険の通所介護事業所へ参入を呼び掛けていきます。

### (3) その他

#### 【サービス量の見込み】

音の広報等発行事業、音訳ボランティア養成事業は、おおむね現状の事業を継続していくものとして見込みました。

障がい者自動車運転免許取得費助成事業については0～1人で推移しており、1人と見込みました。障がい者用自動車改造費助成事業については、年2人程度の利用となっており、計画期間内は2人の利用として見込みました。

図表5-27 社会参加促進事業の年間サービス利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
音の広報等発行事業	発行回数	回	22	22	22	22
音訳ボランティア養成事業	初級編 受講者数	人	6	6	6	6
障がい者自動車運転免許取得費助成事業	利用者数	人	1	1	1	1
障がい者用自動車改造費助成事業	利用者数	人	2	2	2	2

(注) 平成29年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・音の広報等発行事業、音訳ボランティア養成事業については、社会福祉協議会に委託して実施します。
- ・障がい者自動車運転免許取得費助成事業および障がい者用自動車改造費助成事業については、必要に応じたサービスが提供され则认为します。

### 3 地域生活支援促進事業

障がい者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業等は、国が促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置付けられました。

【サービス量の見込み】

成年後見制度普及啓発事業については、平成31年度(2019年度)から実施します。

図表5-28 地域生活支援促進事業の年間サービス利用量の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障がい者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度普及啓発事業	未実施	未実施	実施	実施

(注) 平成29年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・障がい者虐待防止対策支援事業については、高齢者の虐待防止ネットワークと連携し、早期発見、迅速な対応に努めるとともに、その後の適切な支援を行います。

### 5-3 障がい児支援

障がい児支援に係るサービスについては、これまでも記載していましたが、平成28年6月の児童福祉法の改正により、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を一体的に策定することとしました。

全ての子どもを対象とする一般施策と、障がいのある児童を対象とする専門的な支援施策の相互の連携を強化するため、認可保育所・認定こども園・幼稚園、放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れについても記載しています。

図表5-29 障がい児支援のサービスの種類

サービス名		実施主体
障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 （平成30年4月から適用） 保育所等訪問支援	市町村
障害児相談支援		
障害児入所支援	福祉型 医療型	都道府県

#### 1 障害児通所支援

##### (1) 児童発達支援

###### 【サービス量の見込み】

平成29年度は前年を下回りましたが、これまではおおむね50人台で推移していることから、毎年度3人の増加を見込みました。

図表5-30 児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

区分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	利用者数	人	47	50	53	56
	利用日数	日	153	162	172	183

(注) 平成29年度は見込み

###### 【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供していきます。

## (2) 医療型児童発達支援

### 【サービス量の見込み】

医療型児童発達支援については、提供体制が整っていないこともあり、これまで利用実績はありません。提供体制の確保に努めることとし、平成32年度(2020年度)に1人の利用を見込みました。

図表5-31 医療型児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
医療型児童発達 支援	利用者数	人	0	0	0	1
	利用日数	日	0	0	0	23

### 【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」と併設されている近江診療所との連携により対応する方法について検討していきます。

## (3) 放課後等デイサービス

### 【サービス量の見込み】

大幅な利用増が続いていることから、しばらくは増加傾向が続くと予測し、平成32年度(2020年度)には59人の利用を見込みました。

図表5-32 放課後等デイサービスの1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
放課後等デイサ ービス	利用者数	人	35	45	54	59
	利用日数	日	307	434	571	694

(注) 平成29年度は見込み

### 【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」に設けられている「放課後等デイサービスたいよう」の充実に加え、隣接市での民間事業所の参入がしばらく続くと予測しています。

## (4) 居宅訪問型児童発達支援

## 【サービス量の見込み】

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。平成30年4月1日から適用されます。初年度は2人で徐々に利用が増加すると見込みました。

図表5-33 居宅訪問型児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅訪問型児童 発達支援	利用者数	人	2	3	5
	利用日数	日	16	24	40

## 【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。

## (5) 保育所等訪問支援

## 【サービス量の見込み】

平成29年度途中から本格実施となっており、今後しばらくは増加が続くと予測し、平成32年度(2020年度)は倍増の56人を見込みました。

図表5-34 保育所等訪問支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
保育所等訪問支 援	利用者数	人	28	50	53	56
	利用日数	日	30	105	127	134

(注) 平成29年度は見込み

## 【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。
- ・保育所・幼稚園だけでなく、小学校、中学校、高校まで利用できるサービスであることから、学校等との連携を強化して円滑な利用を図ります。

## 2 障害児相談支援

### 【サービス量の見込み】

障害児通所支援の利用者数を参考として、サービス利用の増加を勘案して見込みました。

図表5-35 障害児相談支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害児相談支援	利用者数	人	27	34	39	41

(注) 平成29年度は見込み

### 【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。

## 3 障がい児の子ども・子育て支援等

### 【サービス量の見込み】

各サービスの現在の受入れ状況を参考として見込みました。

図表5-36 障がい児の子ども・子育て支援等の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	利用ニーズを 踏まえた必要 な見込量	定量的な目標（見込み）		
			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
認可保育所	人	27	27	27	27
認定こども園		40	40	40	40
放課後児童クラブ		41	41	41	41
幼稚園		10	10	10	10

(注) 「利用ニーズを踏まえた必要な見込み欄」は、放課後児童クラブのみ平成28年度3月末、他は平成29年度5月末の数値

### 【サービスの確保策】

- ・保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育所・認定こども園、幼稚園における障がいのある児童の受入れを促進します。
- ・支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童を可能な限り受入れます。

第5期 米原市障がい福祉計画  
第1期 米原市障がい児福祉計画

平成30年(2018年)3月 発行

発行者 ◆ 米原市

編集 ◆ 健康福祉部社会福祉課

〒521-0292 米原市長岡1206番地

☎ 0749-55-8102 FAX 0749-55-8130

本書は再生紙を使用しています。